

阿久根市危険空家等解体撤去事業危険度判定表

評点区分	評点項目	評点内容	点数	評点	最高評点
1	構造一般の程度	① 基礎	ア ・構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	80
		イ ・構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
		② 外壁	・外壁の構造が粗悪なもの	5	
	構造の腐朽又は破損の程度	③ 基礎，土台，柱又ははり	ア ・構造躯体の不同沈下が軽微であるもの ・木造の場合，1階の傾斜が1/60超にあるもの ・鉄骨造の場合，傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合1/100以下，傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合1/200以下あるもの ・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合，建築物全体の傾斜が1/60超あるもの	5	
			イ ・構造躯体の不同沈下により著しい床，屋根の落ち込み，浮き上がりがあるもの ・基礎の破損が部分的にあるもの ・木造の場合，1階の傾斜が1/60～1/20あるもの ・鉄骨造の場合，傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合1/100～1/30，傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合1/200～1/50あるもの ・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合，建築物全体の傾斜が1/60～1/30あるもの ・腐食・蟻害により一部の断面欠損があるもの	20	
			ウ ・構造躯体の不同沈下により小屋組の破壊，床全体の沈下のあるもの ・基礎の破損が著しい（破壊あり）のもの ・木造の場合，1階の傾斜が1/20超あるもの ・鉄骨造の場合，傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合1/30超，傾斜を生じた階の上の階の階数が2回以上の場合1/50超あるもの ・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合，建築物全体の傾斜が1/30超あるもの ・腐食・蟻害により著しい断面欠損があるもの	50	
	④ 外壁	ア ・仕上げ材量の剥落，腐朽又は破損により，下地が露出しているもの	10		
		イ ・仕上げ材量の剥落，腐朽又は破損により，著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	20		
	⑤ 屋根	ア ・屋根葺き材料の一部に剥落又はずれがあり，雨漏りのあるもの	10		
		イ ・屋根葺き材料に著しい剥落のあるもの，軒の裏板，たる木等が腐朽したもの又は軒の部材が垂れ下がったもの	20		
ウ ・屋根が著しく変形したもの		30			
2	防火上又は避難上の構造の程度	① 壁	ア ・道路又は隣地に建物のある敷地境界線より3m以内に可燃性の部材による外壁があるもの	10	30
		イ ・道路又は隣地に建物のある敷地境界線より可燃性の部材による外壁の壁面数が3以上あるもの	20		
	② 屋根	・屋根が可燃性材料で葺かれているもの	10		
3	落下，飛散危険物	① 落下物（建築物）	・窓枠・窓ガラス・戸・庇・屋外階段・戸袋等，評点区分1の項目以外の建築物の一部が落下するおそれがあるもの	10	30
		② 落下物（付属物）	・看板・機器類・アンテナ等，建物本体に附属するものが落下するおそれがあるもの	10	
		③ 飛散物	・建築物の部材が風により近隣敷地まで飛散しそうなもの	10	
4	近隣への危険度	・敷地境界線から60度の斜線に対象建築物がかかるもの	20	20	
5	不法侵入	・不特定の者に容易に侵入され，犯罪，火災等を誘発するおそれがあるもの	10	10	
6	その他	<<調査職員による判断におけるその他の危険項目>> ・ ・ ・	10	30	
合計			点		

備考 一の評定項目につき，該当評定内容が2又は3ある場合においては，当該評定項目についての評定は，該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。